

平成30年

第2回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成30年8月22日

神戸市 センタープラザ11階大会議室

平成30年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成30年8月22日） 会議録

議事日程

平成30年8月22日午後2時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の選挙
- 第 5 同意第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の再議の件
- 第 6 承認第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件
- 第 7 報告第2号 債権放棄について
- 第 8 認定第1号 平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 認定第2号 平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 10 議案第9号 平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第 11 議案第10号 平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 12 議案第11号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 請願第2号 後期高齢者医療保険料の軽減特例継続と、医療費の窓口負担2倍

化しないことを求める請願

第 14 一般質問

第 15 同意第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

第 16 同意第 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（29名）

1 番 寺 崎 秀 俊	4 番 和 田 満
6 番 浜 辺 学	7 番 佐 藤 徳 治
8 番 行 澤 睦 雄	9 番 吉 岡 秀 紀
10 番 森 田 敏 幸	12 番 山 本 実
13 番 児 嶋 佳 文	16 番 大 眉 均
17 番 登 幸 人	18 番 小 田 秀 平
19 番 小 林 昌 彦	21 番 佐 伯 武 彦
22 番 平 野 斉	23 番 深 澤 巧
24 番 鬼 頭 哲 也	25 番 登 里 伸 一
26 番 多 次 勝 昭	27 番 金 村 守 雄
28 番 中 村 司	29 番 長 谷 川 幹 雄
30 番 宮 脇 修	32 番 大 竹 正
35 番 藤 原 茂	36 番 橋 本 省 三
37 番 名 倉 嗣 朗	40 番 浜 上 勇 人
41 番 西 村 銀 三	

欠席議員（12名）

2番 内海 將博	3番 稲村 和美
5番 石井 登志郎	11番 岡田 康裕
14番 片山 象三	15番 北野 聡子
20番 入江 貢	31番 笹倉 康司
33番 三村 隆史	34番 前田 義人
38番 遠山 寛	39番 庵途 典章

説明のため出席した者

広域連合長	藤原 保幸
副広域連合長	岩見 武三
副広域連合長	西村 和平
副広域連合長	森 哲男
事務局長	日下 優
情報システム課長	内橋 宣明
資格保険料課長	濱本 範子
給付課長	中西 保美
財政係長	下里 章仁
保険料係長	竹内 里津子
給付係長	村上 晋
保健事業・適正化係長	栗林 正司

職務のため出席した職員

事務局次長	長谷川 義晃
事務職員	中西 基彦

(午後 2 時開会)

○副議長 (西村銀三) ただいまより、平成 30 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、2 番、姫路市 内海議員、3 番、尼崎市 稲村議員、5 番、西宮市 石井議員、11 番、加古川市 岡田議員、14 番、西脇市 片山議員、15 番、宝塚市 北野議員、20 番、三田市 入江議員、31 番、多可町 笹倉議員、33 番、播磨町 三村議員、34 番、神河町 前田議員、38 番、上郡町 遠山議員、39 番、佐用町 庵途議員から欠席する旨の届け出がなされております。

開議に先立ち、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

藤原広域連合長。

(藤原広域連合長 登壇)

○広域連合長 (藤原保幸) 平成 30 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務御多忙の中、御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

このたび、連合長選挙におきまして蓬萊小野市長にかわりまして連合長に就任させていただきました、伊丹市長の藤原保幸でございます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度についてでありますけれども、平成 20 年度の制度発足から、早いもので 11 年目を迎えております。この間、高齢化の進行で被保険者は年々増加を続けておりまして、平成 29 年度の年間平均被保険者数は 74 万 2,033 人ということで、平成 20 年度 56 万 5,037 人でありましたものですから、比較いたしますと約 31% 増となっております。

また、医療給付費につきましても、平成 29 年度に約 7,018 億円、平成 20 年度は 4,568 億円でありましたから、これを比較いたしますと約 54% の増という

ことでありまして、今後も増加が続くものと想定されております。

国におきましては、医療制度改革といたしまして今年度も保険料軽減特例でありますとか、高額療養費の上限額の見直しが行われたところでございます。また、国の社会保障審議会におきましては、2040年度を見据えた社会保障のあり方について議論が始まろうとしております。

今後も、こうした国の動きを注視するとともに、制度の運営主体であります広域連合といたしまして、被保険者が安心して医療を受けられるよう関係41市町とよく連携、協力し、より一層、安定的な制度運営に努めていきたいと考えておるところでございます。

さて、本日の定例会に提出しております議案でありますけれども、平成29年度広域連合一般会計・特別会計決算認定を初め、補正予算案、条例案、さらには、副広域連合長の選任といった重要な案件を提案させていただいております。各議案の詳細につきましては、それぞれ担当のほうから御説明申し上げますので、御審議、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（西村銀三）　　ありがとうございました。

それでは、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第1号及び第2号による報告がありました。

次に、神戸市　玉田議員より5月31日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、副議長においてこれを許可いたしましたから、御報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、「議席の指定」を行います。

議席はただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、7番、芦屋市 佐藤議員及び35番、市川町 藤原議員を指名いたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村銀三) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村銀三) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村銀三) 御異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に1番、神戸市の寺崎議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（西村銀三） 御異議なしと認めます。

よって、寺崎議員が議長に当選されました。本席から当選の告知をし、議長就任の御挨拶をお願いいたします。

（寺崎議長 登壇）

○議長（寺崎秀俊） ただいま、皆様方の御推挙を賜りまして、この広域連合議会議長に就任することになりました寺崎でございます。

皆様方の御協力を得て、円滑な議事進行に努めてまいりたいと考えております。皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、以上をもちまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

○副議長（西村銀三） ありがとうございます。御挨拶は終わりました。

この際、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（西村副議長 議席に戻る）

（寺崎議長 議長席に着く）

○議長（寺崎秀俊） それでは、早速でございますが、日程第5、同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の再議の件」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、小林議員の退席を求めます。

（小林議員 退席）

○議長（寺崎秀俊） 本件は、平成30年2月13日開催の平成30年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会におきまして同意をいたしました同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、議会の手続に瑕疵がございました。この関係で、地方自治法第292条の規定において準用いたします、同法第176条第4項の規定により再議に付されたものであります。

再議に付した理由の説明を求めます。

藤原広域連合長。

（藤原広域連合長 登壇）

○広域連合長（藤原保幸）　ただいま上程されました、同意第２号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の再議の件」について、御説明申し上げます。

定例会提出議案の１ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、平成３０年２月１３日に同意されました同意第１号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任」については、議決の手續において法令に違反すると認められますので、地方自治法第２９２条において準用する同法第１７６条第４項の規定により、再議に付すものでございます。

なお、理由につきましては、記載のとおり同意第１号について、議会の同意を求めた際、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１１７条の規定に反して、当該議員の除斥を行わずに同意の手續が行われたためでございます。

小林議員の監査委員選任の同意について、何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎秀俊）　提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、発言の通告もございませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊）　御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の小林議員の入場を許可いたします。

（小林議員　入場）

○議長（寺崎秀俊）　次に、日程第６、承認第１号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

(日下事務局長 登壇)

○事務局長(日下 優) ただいま上程されました承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件」につきまして、御説明申し上げます。

定例会提出議案の2ページをお開きください。

本件は、平成30年8月1日に施行された高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に合わせ、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を専決処分により改正したものでございます。

条例改正の内容について、新旧対照表により御説明申し上げますので、3ページを御覧願います。

今回の施行令の改正は、高額療養費の現役並み所得者の区分及び自己負担限度額を3つに細分化するもので、新たに1号の次に2号と3号が追加されたため、その後の号数が2号ずつ繰り下がり、当初の4号が6号となりました。

このため、条例第16条第1項第1号の2の中で、「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」に改めるものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

承認第1号についての説明でございました。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(寺崎秀俊) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

承認第1号を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺崎秀俊) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、報告第2号「債権放棄について」を議題といたします。

報告を求めます。

日下事務局長。

(日下事務局長 登壇)

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました報告第2号につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定により、債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

定例会提出議案4ページをお開き願います。

今回報告いたします債権につきましては、民事再生法による再生計画認可の決定が確定し、債務者は、未納となっていた診療報酬返還金の返還を免れることになったため、当該債権を放棄したものでございます。

以上、報告第2号についての御報告を申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 報告は終わりました。

次に、日程第8、認定第1号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」及び日程第9、認定第2号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

(日下事務局長 登壇)

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定をい

ただきたく提案をするものでございます。

認定第1号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」でございますが、定例会提出議案書の6ページをお開きください。

一般会計の歳入でございますが、歳入予算現額16億7,816万4,000円に対しまして、収入済額は16億7,826万4,743円でございます。

7ページを御覧ください。

歳出でございますが、支出済額の合計は15億4,468万282円で、歳入歳出差引残額は1億3,358万4,461円でございます。これを翌年度に繰り越したいします。これは主に、歳出の第2款第1項総務管理費の不用額によるものでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、平成29年度歳入歳出決算に関する附属書類の1ページから5ページに記載しております。

認定第1号につきまして、御説明申し上げます。

続きまして、認定第2号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明申し上げます。

定例会提出議案書の9ページをお開きください。

歳入予算現額7,299億8,594万6,000円に対しまして、収入済額は7,448億8,655万9,815円でございます。

10ページをお開き願います。

歳出の支出済額の合計は7,270億1,878万7,150円でございます。支出の主な内容といたしまして、第1款保険給付費の第1項療養諸費につきましては、予算現額6,724億4,940万5,000円に対しまして、支出済額は6,704億2,400万1,181円でございます。ここで不用額が20億2,540万3,819円でございますが、これは一人当たりの給付費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

歳入歳出差引残額は178億6,777万2,665円でございます。これを翌年度に繰り越しいたします。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、平成29年度歳入歳出決算に関する附属書類の6ページから11ページに記載しております。

認定第2号について、御説明申し上げました。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） 三木市の大眉でございます。

認定第1号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」及び認定第2号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について、質疑を行います。

まず、一般会計で負担金、補助及び交付金5億1,943万3,249円の歳出についてであります。市町派遣職員給与等負担金、特別対策補助金、医療費適正化等事業補助金、低栄養防止等推進事業補助金の支出の内訳と目的、内容について御説明ください。

また、不用額が6,357万9,751円となっておりますが、その内容についても御説明をお願いします。

次に、認定第2号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について、5点お尋ねいたします。

1点目に、平成29年度末の歳入歳出決算の収支は178億6,777万3,000円で、平成30年度に繰り越して精算する市町などに対する返還金108億8,692万1,000円を除いた剰余金は69億8,085万2,000円となっております。

ます。これを平成30年度に給付費準備基金に積み立てます。

平成29年度末の給付費準備基金は96億4,364万5,000円ありますが、平成30年、平成31年度の保険料上昇抑制のために全額取り崩すことになっております。今期の剰余金は、次期保険料の上昇抑制に活用することとされておりますが、次期保険料改定時の給付費準備基金の残高はどのような見込みになるのか、また、それは全額保険料上昇抑制に使えるのかお尋ねいたします。

2点目に、被保険者が亡くなったときに5万円の葬祭費が支給されておりますけれども、被保険者が亡くなられたときに葬祭費の申請をするときには、会葬御礼はがき等、葬祭を行った方が確認できるものが必要とされているんです。今日、葬儀を行われない方もあるかと思えます。亡くなられた方の遺族等に全て葬祭費が支給されているのでしょうか。葬祭費の支給の状況と未支給がある場合の理由について、御説明ください。

3点目に、短期保険証の交付件数並びに資格証明書の交付件数はどのようになっているのか、また、前年と比べてどうなのか、お示してください。

4点目に、遺族年金・障害年金の受給者は、それらの年金はもともと非課税のために所得の申告をしていない方が多くあります。後期高齢者医療の保険料の算定では、未申告の方は所得不明として取り扱われ、均等割が満額算定になります。所得未申告によって所得不明とされ、満額の均等割を賦課されている数はどれくらいあるのか、お尋ねします。

これを避けて、所得に応じた保険料軽減を受けるためには、所得がないことを申告する簡易申告書を提出することが必要です。この申告手続きがきちんと周知され、該当する方が適正に申告できているのかお尋ねをいたします。

併せまして、それらの人に対する対応について、どのようにされているのかお尋ねをいたします。

5点目に、保険料の未納者に対する差押えの件数と金額について、過去3年の推移

とそれらの増減要因についてもお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員の御質問に対しまして、私のほうから御答弁を申し上げます。

まず、1点目の負担金補助金交付金5億1,000万円余の内訳でございます。一つには、広域連合事務局派遣職員の給与等の負担金ということで、2億8,000万円余でございます。これは、各市町から広域連合に派遣されている職員の給与等の負担金でございます。

それから後期高齢者医療制度特別対策補助金でございますが、これにつきましては、長寿・健康増進事業といたしまして、各市町で実施いただいております健診・人間ドック等の補助金ということでございます。

それから保健事業推進補助金でございますが、これは各市町で健診の実施及び健診結果を活用した取り組みですとか、社会参加活動を通じまして健康づくりの取り組み、そういった各市町で事業を行ったことに対しまして補助金となっております。

各補助金あるいは負担金で不用額が出ておりますが、不用額が出ております主な理由でございます。職員給与負担金につきましては、これは、当初見込んでおいた予算額よりも職員一人当たりの人件費の見込みが低くなったこと、また、当初の見込みよりも各職員の超過勤務が縮減された、こういった理由でございます。

それから保健事業推進補助金につきましては、平成29年度からの新規事業でございまして、各市町からの申請が見込みを下回ったことなどによる不用額でございます。

続きまして、特別会計。平成29年度末の決算剰余金が69億8,000万円余、これに対しまして、次期改定時の基金はどのような見込みになるかというお尋ねでございます。

次期保険料の改定となりますと平成32年、33年度の保険料率の改定になろうか

と思います。その作業は、平成31年度に算定を行うということでございまして、平成31年度の算定時点での基金の残高ですが、そもそも基金というのは剰余金を積み立てて造成しているものでございまして、平成31年度時点で幾らその基金が残高としてあるかというのは、現時点で予測するのは非常に難しいというふうに考えております。

ただ、議員が御指摘のように、現在、決算剰余金、平成29年度の特別会計の差引残高が178億7,000万円ございまして、その後、補正予算で御議論、御審議いただきますけれども、市町支出金等との精算を行いました後、69億8,000万円余につきましては、決算剰余金として給付費準備基金に積み立てていきたいと考えております。これにつきましては、今後、平成30年度の剰余金がどのようになるかによって増減するのかなと考えております。

また、一方で、現在、準備金として残額が96億4,000万円余ございます。これにつきましては、議員御指摘のとおり、平成30、31年度の料率算定におきまして、全額保険料抑制財源として活用するという前提で料率の算定を行ったところでございます。これを予定どおり全額活用するということになりますと、現在ございます96億4,000万円余の基金は底をつくということになります。

それに対しまして、平成29年度の決算剰余金69億8,000万円余が新たに基金として造成されると。これと、プラス、平成30年度の剰余金が幾らになるか、ちょっとわかりませんが、これを全額次の保険料の抑制財源として活用するのかどうかは料率改定、料率算定を行うときに慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、被保険者が亡くなったときに支給する葬祭費の支給率と未支給の理由についてでございます。当広域連合では、被保険者の方が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、葬祭費として5万円を支給させていただいております。

平成29年度は、4月から3月までの間に4万2,403名の被保険者がお亡くな

りになっております。これに対しまして、平成29年度に支払った葬祭費は4万191件でございました。よって、亡くなった被保険者の人数に対する葬祭費の支給件数の割合は94.8%となっております。

ただ、被保険者が亡くなった同じ年度中に必ずしも葬祭費が支払われるというわけではございません。3月に亡くなった方が4月以降に支給するというケースもございますので、あくまで目安というふうにお考えいただけたらと思います。

それから葬祭費が未支給となっている理由でございますけれども、これは、葬祭費は葬祭を行った方からの申請に基づいて支給するというものでございまして、申請がなかった場合は未支給ということになってございます。

続きまして、短期保険証の件数並びに資格証明書の交付件数、前年との比較でございます。資格証明書につきましては、保険料を滞納している被保険者に保険証を返還していただき、代わりに交付するものでございます。資格証明書の交付を受けた場合、医療機関の窓口では一旦医療費を全額支払い、後に広域連合から保険給付相当額の償還を受けるといったこととなります。

これにつきましては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう広域連合では、現在まで資格証明書の発行はしておりません。

一方で、短期被保険者証の交付でございますが、これは、平成30年6月1日現在の交付数が1,836件でございます。平成29年6月1日が1,769件となっております。昨年度と比べまして67件増加をしております。

増加の原因でございますが、これは被保険者数の増に伴うものと考えてございまして、交付の割合自体は、パーセントとしては0.24%で変化はございません。

続きまして、所得未申告によって所得不明とされ、満額の均等割を賦課されている方とその対応ということでございます。被保険者の所得の把握は市町の事務となっております。所得が未申告の被保険者に対しましては、広域連合のほうで作成いたしました簡易申告書を4月に市町から送付して、所得申告を勧奨していただいております。

す。また、5月下旬までに所得申告がない場合は、再度、簡易申告書を送付していただいているところでございます。

所得未申告の被保険者は、平成29年度確定賦課時点で5,192人でありました。ただ、平成29年度末時点では、3,022人に減少するなど、2,170人、確定賦課時から比べますと減少しております。これは、各市町の窓口におきまして、丁寧な相談、あるいは指導をしていただいているものと考えております。

5点目でございます。保険料の未納者に対する差押えの件数と金額について、過去の推移とその要因についてということでございます。差押え件数及び差押え金額は、平成26年度、153件、4,395万9,000円でございます。平成27年度は、246件、5,709万5,000円でございます。平成28年度は、209件、3,978万5,000円と推移してございます。

滞納処分につきましては、保険料負担の公平性の確保の観点から実施するものでございまして、被保険者の生活状況なども考慮し実施するために、年度によって増減があるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 特別会計の件ですが、平成29年度末の基金を全部使ってしまったって、平成29年度に生じた剰余金を基金に積み立てる。そっちのほうが多いわけなんです。そういう点で、96億4,000万円が基金で平成29年度末に残っていて、それから平成30年度の剰余金を基金に積み立てるということなんです。これはあくまでも保険料を抑制するのに使うということだけではなくて、やはり、基金ですから、ほかの目的もあろうかと思うんですね。そういう点からして、これだけの状況の中で、基金を本当に使っていかどうかというのは、これからの検討課題というふうにおっしゃっていますけれども、監査の意見書の中でも、この保険料抑制のために使って下さいよという監査の意見もついておるわけでございますので、この辺

は保険料抑制のために使っていただくと。

もちろん、保険料を算定した際の基金を使うという条件のもとで保険料の決定がなされたわけですがけれども、当時の算定時の見込み額よりも現実的には保険料というのは多くなっている。その辺で、余分にいただいているという部分もあろうかと思いません。

それから負担率というものがありますから、負担率が毎年上がっていく、現役世代と高齢者の負担調整の割合が毎年上がっていくという点では、保険料が引き上がる要因というのがそこにもあるわけでございますので、そういう点を見越して、基金の活用というものが必要だと思うんですね。その辺のところを十分見越した活用というものをお願いしたいと思うわけなんですね。

先のことだからわからないという部分もあるわけですがけれども、この96億円というのは保険料決定の試算の際には、去年の今頃でしたか、ほぼ出てきていたんじゃないかなというふうに思っています。そういう点から言いますと十分、一定程度を見込める部分、あるいは保険料で収入ですがけれども、医療費にたくさん使った場合には、これは剰余金が減ってくるわけで、基金に回すお金が減るという状況はよくわかるわけなんですけれども、その辺のところを十分考慮した形で、ぜひ、保険料をできるだけ抑制するというほうに使っていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから一般会計のほうに戻りますと、今の内訳をきちっと教えていただきたいなと思って質問したんです。新しい制度で保健事業推進補助金というものができたということとか、長寿・健康増進事業に係る特別対策費というのが残っていて、市町から返してもらってまた返すというようなことがあろうかと思うんですけれども、この辺のところはどういうふうに使われているのか。

医療費適正化の補助金、低栄養防止というのは、まだ取り組んでおられる市町は少ないんじゃないかと思えますけれども、そういった項目と内訳をきちっと説明をいた

だいて、その中で余ったのは何でなのかというところをお聞きしたかったんですけども、なかなか資料が難しいですか。そういう点です。

特別会計のほうに戻りますが、5万円の葬祭費ですが、これから見ますと、約1,200件亡くなられた方にはお支払いできていないというか、支払う必要がなかったのかもわかりませんが、葬祭費が支給されてないという状況があるわけなんです。

窓口では、亡くなられたときに被保険者証を届けに来たら申請書をお渡しするということなんです、ホームページを見ますと葬儀をやった礼状を持ってこいというふうに書いてございます。そういう点で、葬儀のお礼状を持ってなければ申請できないんじゃないかというような解釈をされる可能性があるわけなんですけれども、そういうふうに市町の窓口でも葬儀の礼状がないんですけれどもといったときに、なくても大丈夫ですよというような形をされているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから短期保険証が少し増えているけれども、割合としてはそういうものだというので、前にもお聞きしましたが、短期保険証は期限が来たら、また次のものを発行しているというふうなお話だったと思うんですけれども、気がつかずに保険証がないまま病気になったときに慌てるというふうなことがないようにしていただきたいというふうに思います。

それから申告がされてなくて、法定軽減ですね、9割とかそういう軽減が受けられないというふうな方々が3,022人いらっしゃる。これは、所得がわからないから均等割を満額賦課しているということだと思うんですけれども、申告すれば低所得者の方の軽減制度が適用されるということになると思うので、この辺の窓口の対応を、ぜひ周知させていただきたいと思います。

それから保険料の未納者に対する差押えも年々増えているように思いますけれども貯金あるいは年金なんかを差押えするということはないんでしょうか。お尋ねをいた

します。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員のお尋ねに対しまして、お答え申し上げます。

まず、1点目、特別会計の基金の活用方法についてでございます。確かに、平成30年度の剰余金、基金の造成が幾らになるかというのは今の段階ではわからない状況ではございます。ただ、これから造成しようとする69億8,000万円余、そして、平成30年度に剰余金としてもし仮に出てくれば、基金のほうに造成をしまして、先ほど大眉議員からの御指摘にも答えましたが、保険料の増加抑制、こういったものを中心にその有効な活用について検討してまいりたいというふうに考えております。

保険料の算定につきましては、先ほど御指摘にもありましたように負担率のアップですとか、医療費のアップ、いろいろな要素があって絡んでまいりますが、そういったことも十分に精査しながら、基金の活用についても十分に検討していきたいと考えてございます。

次に、葬祭費の支給でございます。確かにホームページあるいはパンフレットには、葬祭費の支給に当たっては、葬祭を行った方を知るために会葬の礼状とかそういったものを持ってきてくださいということでお示しをさせていただいております。

これはあくまでも葬祭を行った方を知りたいということから、そういった御案内をさせていただいているんですけれどもそういった案内がない、あるいはそういった葬祭をやっていないという申し出がありましたら、御説明のうえ、そういう申し立ての文書を窓口で提出いただいて、葬祭費の支給を行っているところでございます。

もし、そういう案内がまだ十分でないようでしたら、また、市町のほうにもそういったことがないように、我々としても支給が受けられるように対応していきたいと考えてございます。

それから短期保険証、これが期限切れになってしまうのではないかという御心配でございますが、これはやはり、高齢者の方の医療機会を確保するという観点から、有

効期限までに次の保険証が手元に届くように、機会あるごとに市町のほうに案内を徹底しているところでございます。

それから所得未申告によって所得不明とされ、全ての均等割がかかるという方が3,022人いらっしゃるということでございます。これには、もちろん窓口でも相談、案内に当たっていただくようにと考えますし、また、広域連合といたしましても、ミニパンフレットとかリーフレットにも掲載をして、申告していただけるよう周知に努めてまいりたいと考えてございます。

それから滞納処分、差押えにつきましては、市町の権限で行っていただいているところでございます。差押えに至るまでに、先ほど申し上げました短期保険証を交付する際に納付相談を受け付けたり、あるいは所得状況を調査したりして、支払い能力がある方で滞納を続けていらっしゃる方に差押えを実施していると聞いてございます。あくまでも支払いの余裕があるにもかかわらず滞納をされているという方を対象とさせていただいているということでございます。

それから一般会計のほうでもう少し詳しくということでございます。

保健事業でございます。後期高齢者医療制度の特別対策補助金約1億7,400万円の補助を打ってございますが、これは、27市12町に対して補助をさせていただいております。

それからもう一つの保健事業推進補助金1,400万円余でございますが、これは、12市6町に対して補助金を出していただいております。

それからもう1点御質問でございました高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業補助金でございますが、これは39万9,000円で、1市に対して交付をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 大眉議員。

○16番（大眉 均） ありがとうございます。

今の一般会計の中で、長寿・健康増進事業の特別対策について、人間ドック等に対する補助だと思えるんですけども、これはいつも返還金という形で出てきているわけで、もちろん計画を実施された方あるいは人間ドックに費用を支払った方が予定どおりではなかったということだと思えるんですけども、その辺のところをやっぱり進めていただきたいなというふうに思っています。

それから決算の関係でいいますと剰余金ですけども、できるだけ保険料抑制に使うというふうにおっしゃっているわけなんですけれども、この見込みというのはなかなか出にくいことではございますけれども、もともとは被保険者がお支払いになった保険料で、余った金額の剰余金のうちの市町負担金、国・県の補助金等は返還されるわけで、残るのは被保険者がお支払いになった保険料が残っているというふうに思うわけなんです。そういう点では、保険料の抑制に使うというのが本来、もちろん何かあったときのためのものもあることはあるわけですけども、保険料の抑制のために使うというのが本来の方向ではないかというふうに思うんですけども、連合長はどういうふうにお考えでしょうか。

それからもう1点の葬祭費でございますけれども、未支給の方がやはりいらっしゃるという点では、やっぱり亡くなられた方に対する葬祭費をきちっとお支払いできるような窓口での対応をお願いしたいと思います。

それから短期保険証の件でございますが、やはり先ほども言われましたように、切り替えのときに納付相談なり、よく事情を聞いていただけると。滞納される方は大抵普通徴収でございます。年金から天引きできない方が滞納になっているというのが多いのではないかとこのように思うんですね。

そういう点では生活に困られている方が滞納されているわけでございますので、もちろんそのほかに希望すれば普通徴収に切り替えることができるわけなんですけれども、そういう点から言いますと、普通徴収の方々というのは所得がなくて、年金もなくて、支払に困っておられる方というふうに理解するわけなんです。そういう点で

詳細というのを十分留意していただきたいと思うんです。

それから所得申告が未申告のために、まだ3,022人の方がいらっしゃるという点では、窓口の対応をぜひ指導をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員のお伺いに対しまして、再度、私のほうからお答え申し上げます。

まず、保健事業でございます長寿・健康増進事業、そういったものについて、十分執行し、進めていくようにというお尋ねでございます。実は、長寿・健康増進事業につきましましては、1億7,000万円ほど執行しており、若干の精算等はございますが、ほぼ予定どおりの執行となっております。

ただ、先ほど申し上げました保健事業推進補助金につきましては、予算額が2,600万円余に対しまして、決算が1,400万円余ということで、不用が1,200万円ほど出てございます。これにつきましては、まだ平成29年度から始めた事業でございまして、なかなか市町のほうに浸透できてなかったことを反省しているところでございます。

今後、こういった保健事業の推進につきましては、市町とも協力いたしまして、積極的に進めていけるよう私どもとしても十分に説明をしてまいりたいというふうに考えております。

それから剰余金の見込みと活用についてでございます。これにつきましては、剰余金の元は被保険者の保険料がベースではないかという御指摘でございます。実は、そういったこともあるんですけれども、後期高齢者の財政というのは、もちろん被保険者の保険料もございますが、現役の方の負担、それから国、県、市の負担金といったことで、そういったことから成り立っているものでございます。

今年度につきましては、かなりの剰余金が発生したわけでございますが、主な理由

としましては、当初の見込みに比べまして保険給付費が少なかったということともう一つ、国から調整交付金が想定よりも少し多かったということで、剰余金が発生しているというような状況でございます。

こういったことから、保険者の保険料ももちろんあるんですけども、いろいろな要素から剰余金が発生したり、減ったりいたしますので、なかなか予測するのは難しいということでございます。

剰余金につきましては、これからの保険料を抑制するために活用していくのが筋ではないかと考えているところでございます。

それから葬祭費の未支給についてでございますが、これにつきましては、先ほど議員からもございましたように窓口で丁寧な対応ができるように我々としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

差押えにつきましては、生活に困っている人に対する差押えをしないようにということでございますが、もちろん、私どもとしましては高齢者の方の生活の状況を十分にお聞きをした上で、滞納処分をさせていただいているということで、これは市町でそういうスタンスでされているものというふうに理解をしているところでございます。

それから最後に、所得の未申告の方に対する対応につきましても、例えば、保険料を滞納されて相談に来られたときですとか、窓口に来られたときに、未申告によって均等割が全額かかっているということがないように、市町の窓口で十分に説明をしていただくように、これからも、私どものほうからも市町のほうにお伝えしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊）　以上で質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市　大眉議員。

登壇の上、御発言願います。

(大眉議員 登壇)

○16番(大眉 均) 私は、認定2号「平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳になった人が、それまで加入していた国民健康保険などから切り離され、後期という別枠の制度に囲い込みをされ、負担増などが迫られる年齢差別の仕組みです。

一つには、2年に一度、改定される平成28年度と平成29年度の保険料は、4度目の引き上げがなされたことでもあります。平成28年度と平成29年度の保険料は、均等割を年額で4万7,603円から694円引き上げ、4万8,297円に。所得割を9.70%から0.47ポイント引き上げ、10.17%に引き上げられました。

2つ目に、保険料の軽減特例の廃止により負担増になることでもあります。前年度まで所得割が5割軽減だった人は、平成29年度は2割に、平成30年度以降はなしになります。この影響を受ける人が約6.8万人、被用者保険の被扶養者であった方は、特例措置により9割軽減でしたが、平成29年度は7割軽減に、平成30年度は5割軽減、平成31年度以降は加入後2年を経過する月までは5割軽減となります。その対象となる人は4.3万人、合わせて11万人の方が影響を受けたこととなります。

低所得者の保険料均等割5割、2割の軽減対象者が拡大され、9割、8.5割の特例軽減制度は残されたとはいえ、収入の少ない高齢者にとって負担増になっています。

3点目に、年金収入が少ない高齢者には、年金から天引きされずに直接納付する人のうち、保険料を払い切れない人に対して、正規の保険証を交付されず、有効期限が短い短期証に切り替えられています。また、保険料滞納者に対する差押えが行われていることも問題でもあります。

高齢者の保険料の負担を軽減し、医療を受けやすくすること、保健事業の充実で高齢者が安心して暮らせるようにすることを求めまして、討論といたします。

○議長（寺崎秀俊） 討論は終わりました。

本件について、ほかに発言の通告はありませんので、これより順次、お諮りいたします。

まず、認定第1号を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号を原案のとおり認定することについて、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（寺崎秀俊） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第10、議案第9号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、及び日程第11、議案第10号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました議案第9号及び議案第10号につきまして、相互に関連しておりますので、一括御説明申し上げます。

定例会提出議案の11ページをお開きください。

議案第9号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ439万3,000円を増額し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ18億6,526万9,000円とするものでございます。

これは、平成29年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、市町負担金から減額するとともに、市町への平成29年度特別対策補助金の精算に伴う補正を行うものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきまして、平成30年度補正予算に関する説明書の1ページから2ページに記載しております。

次に、議案第10号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

定例会提出議案書の13ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ181億969万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,514億9,139万7,000円とするものでございます。

これは、平成29年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、国・県・市町支出金等との精算のための償還金等に充て、残りの69億8,000万円余を後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てようとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、平成30年度補正予算に関する説明書の3ページから5ページに記載しております。

以上、議案第9号及び議案第10号につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第9号及び議案第10号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

(日下事務局長 登壇)

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました、議案第11号につきまして、御説明申し上げます。

定例会提出議案書の16ページをお開きください。

議案第11号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、広域連合が依頼した者に対して旅費を支給するために必要な改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、18ページをお開き願います。

今回の改正は、条例第1条第2項として「職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く外、この条例の定めるところによる。」を追加し、条例第3条第4号中に「職員以外の者が広域連合の依頼に応じ」を加えるなど、広域連合が依頼した者に対して旅費を支給するために必要な条文について改めるものでございます。

以上、議案第11号につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第11号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺崎秀俊） 次に、日程第13、請願第2号を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番、三木市 大眉議員。

登壇の上、御発言願います。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） 私は請願第2号「後期高齢者医療保険料の軽減特例継続と、医療費の窓口負担2倍化しないことを求める請願」につきまして、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

これは、兵庫県社会保障推進協議会、全日本年金者組合兵庫県本部及び兵庫県高齢者運動連絡会から提出されているものでございます。これらの団体は、介護保険や社会保障、生活保護、年金、社会医療保険制度など、社会保障制度の充実のために日ごろから取り組んでいる団体であります。

請願の内容は、保険料の軽減特例措置の廃止を中止し、もとに戻し、維持、継続すること。75歳以上の医療費の窓口負担を2倍にしないことの2点でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料にはね返る仕組みになっており、その結果、保険料を払えない滞納高齢者、短期被保険者証の交付者数などが少なくありません。高齢者の暮らしを取り巻く状況はますます厳しくなっています。

消費税増税と合わせて決められた1.5%の年金引き下げは2015年に終わりましたが、マクロ経済スライドは、年金カット法がこの4月に施行されることで、その仕組みが強化されました。物価賃金が上がらなかった年の抑制分を翌年以降に繰り越し、物価賃金が上がる年度にまとめて年金を削減するというものです。

さらに、今年介護保険料も改定されております。国の医療制度において、さらな

る患者負担増が計画されています。

こうした中で、国の特例軽減廃止の方針により影響を受ける高齢者は被保険者数の半数近くに及びます。扶養家族だった人で高齢者医療制度に移った人は、何倍もの負担増が強いられます。

全国後期高齢者広域連合協議会は、これまでも低所得者の保険料特例措置を維持するよう求めてまいりました。今年6月の厚生労働大臣に対する要望書でも、これ以上の高齢者の生活に影響を与えるような保険料負担とならないよう当面は据え置くとされている均等割の軽減特例については、低所得者の負担軽減を図るために、現行の制度を維持することと合わせて、恒久化についても検討することとされています。

また、医療費の窓口負担は、現役並み所得がある者を除いて、原則1割ですが、政府の関係審議会等で自己負担を2倍化することが検討されております。

高額療養費の限度額が引き上げられ、その上に窓口負担が2倍になれば、医者にかかる頻度が高い高齢者にとって、負担が一層重くなり、受診抑制にもつながります。

全国の広域連合協議会は、要望書で、後期高齢者の窓口負担のあり方について、関係審議会等において、平成30年度を目途に検討されているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めることとされています。したがって、この請願を採択していただくよう、心からお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（寺崎秀俊） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

日下事務局長。

（日下事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） 請願第2号について御説明申し上げます。

まず、請願事項1点目、「保険料の軽減特例措置の廃止を中止し、もとに戻し、維持、継続すること」についてでございますが、当広域連合といたしましては、これまでも保険料の軽減特例措置について、国の負担による恒久的な制度とするよう国に要

望してまいりました。

また、本年6月には、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、これ以上、高齢者の生活に影響を与えるような保険料負担とならないよう、当面は据え置くとされている均等割軽減特例措置については、低所得者の負担軽減を図るために現行の制度を維持することと併せて、恒久化についても検討することなどを国に要望したところでございます。

所得割及び元被扶養者の均等割の軽減特例については、世代間・世代内の負担の公平性の観点、制度の持続性を高めるといった観点から、平成29年度から見直しが行われているところでございます。

これらについて、廃止を中止し、もとに戻して、維持、継続するということは困難でございます。

ただ、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、被保険者の生活に影響を与える保険料とならないよう、今後も機会を捉えて国に要望を行ってまいります。

次に、請願事項2点目、「75歳以上の医療費の窓口負担を2倍にしないこと」についてでございますが、後期高齢者の窓口負担のあり方については、国の経済財政諮問会議が取りまとめている経済財政再生計画の改革行程表において、平成30年度中に結論を得ることとされており、現在、国の関係審議会等において議論されているところでございます。

仮に、国において、窓口負担の見直しが決定された場合、独自財源を持たない当広域連合といたしましては、現状を維持することは困難でございます。このため、当広域連合といたしましては、これまでも国に対し、後期高齢者の窓口負担について、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持に努めることを要望してまいりました。

また、本年6月には、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、改めて国に要望しているところでございます。

いずれにいたしましても、高齢者の生活や負担能力に応じたきめ細かい配慮を行い、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、今後も引き続き、機会を捉えまして、国に要望を行ってまいります。

以上、請願第2号についての御説明を申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 紹介議員の趣旨説明、及び執行機関の説明は終わりました。

本件について、ほかに発言の通告也没有しますので、これよりお諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（寺崎秀俊） 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第14、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木 大眉議員。

自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） 通告に従い、一般質問させていただきます。

1つ目は、低所得者の保険料軽減特例の段階的廃止の影響と均等割特例措置の維持についてであります。平成29年度から、低所得者に対する保険料の軽減特例が段階的に廃止されております。所得割の5割軽減は、平成29年度に2割、平成30年度から廃止となります。被用者保険の元被扶養者に対する9割軽減は、平成29年度、7割、平成30年度、5割、平成31年度、なしになります。

昨年2月の質問に対し、これらの影響人数は元被扶養者が4.3万人、所得割の軽減特例の方が6.8万人、計11.1万人。全体で15%の方が影響を受けると答弁がありました。平成29年度及び平成30年度に影響を受けた人の人数と平成31年度の見込みはどのようになるのか、お尋ねをいたします。

次に、保険料の9割軽減、8.5割軽減特例は残されましたが、これをなくして本

則に戻すことになれば、低所得者の保険料負担が大きくなります。保険料軽減特例の維持について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2つ目に、現在、医療費の窓口負担は現役並み所得がある者を除いて、原則1割の医療費ですが、政府の関係審議会等で自己負担を2倍化することが検討されております。高額療養費の限度額が引き上げられ、その上に窓口負担が2倍になれば、医者にかかる頻度の高い高齢者にとって負担が一層重くなり、受診抑制にもつながります。窓口負担の2倍化についての見解をお尋ねいたします。

3つ目に、医療費の窓口負担や高額療養費の負担の基準収入適用申請についてであります。後期高齢者医療の医療費の窓口負担や高額療養費の負担額は、所得による部分で、現時点で現役並み、一般、住民税非課税で所得が一定以下に区分をされております。

前年の課税所得額が145万円以上の方は現役並み所得と区分され、医療費の窓口負担は3割になり、高額療養費の上限も、個人の外来のみの限度額では負担区分、一般の方の4倍以上となりました。

これらの方のうち、被保険者単身世帯の場合、前年中の収入が383万円未満や被保険者複数世帯の場合、前年中の収入の合計が520万円未満などに該当する場合、基準収入適用申請を行えば、負担区分、一般の方の医療費の窓口負担割合や高額療養費の上限が適用されます。つまり、基準収入適用申請を行わないと、所得145万円以上の方は現役並みの負担区分になるということです。

所得145万円は収入でおよそ300万円前後、その300万円前後から383万円の方は基準収入適用申請をしないと、医療費の負担が大きくなってまいります。一部負担金の割合が3割と算定された方であっても、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により1割となります。該当する見込みのある被保険者には、基準収入申請の勧奨通知及び申請書が送付されておりますが、対象者の中で申請漏れがないように、どのように対処されているのか、お尋ねいたします。

合わせて、申請があったときに1割負担となった人に対しては遡及することができるのかお尋ねいたします。

4つ目に、第2期データヘルス計画の実施についてであります。平成30年から平成35年度までの第2期データヘルス計画の案が示されています。

1点目に、健康診査受診率の一層の向上で、第1期計画で示された目標の20%は、ほぼ達成されたとのことですが、市町によっては、受診率にばらつきがあります。健康診査は各市町により取り組みが行われておりますが、それぞれの受診率の向上にどのようにされているのか、お尋ねいたします。

2点目に口腔ケア事業の拡充についてであります。歯科健康診査事業を実施して、受診者数増を目指し、口腔ケアに関する相談指導事業を実施することとされております。どのようにされるのかお尋ねいたします。

3点目に、重症化予防、低栄養防止事業についてであります。重症化予防事業の実施市町は、平成28年度に3市町が実施をしておりましたが、これを10市町に広げる目標になっています。また、低栄養防止事業（フレイル対策）はまだ実施市町がない中で、5市町での実施を目標とされています。これらの内容と取り組みについて、お尋ねいたします。

4点目に重複・頻回受診者訪問指導についてであります。これは、レセプト情報から抽出した重複・頻回受診者に対して、指導・健康相談等を実施するものであります。広域連合として各市町へ出向いて行っているものであります。訪問指導の改善割合の目標が示されておりますが、訪問指導の件数についてはどのようにされるのか、お尋ねいたします。

5点目に、広域連合と構成市町の役割分担についてであります。それぞれの事業について、お互いの役割が示されております。各市町では、住民の健康の維持増進についての取り組みがそれぞれ行われておりますけれども、広域連合として、イニシアチブを持って、積極的な役割が求められておりますが、どのようにされるのか、お尋ね

いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員の質問に対して、私のほうから御答弁を申し上げます。

まず、低所得者の保険料軽減特例の廃止の影響でございます。所得割軽減特例は、議員御指摘のとおり、平成29年度の2割軽減から、今年度は廃止となっております。この影響でございますけれども、所得割の軽減特例措置が継続していた場合に対象となる被保険者は、平成30年6月時点の確定賦課時点で約6万2,000人で、全体の8.1%に当たるというふうに推計をしております。また、もう一方の元被扶養者で均等割が5割軽減になった方、これもおよそ2万7,000人余りで、被保険者数の約3.5%に当たるというふうに推計をしております。

均等割特例措置の維持についてでございますが、これにつきましては、低所得者等に対する被保険者の生活に影響を与える保険料とならないよう、今後も機会を捉えて、この維持について国に要望を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、自己負担割合についてでございます。これは、先ほどの請願のときも御説明を申し上げましたが、国において、現在、関係審議会で議論をされているところでございます。当広域連合といたしましては、後期高齢者の窓口負担につきましては、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状の維持が望ましいと考えているところでございます。

なお、これまでも当広域連合から厚生労働大臣、また、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、同趣旨の要望を行っているところでございます。

続きまして、医療費の窓口負担や高額療養費の負担につきまして、基準収入額適用申請書の対応の仕方についての御質問でございます。

一部負担金の割合につきましては、住民税課税所得額で145万円以上の後期高齢

者医療の被保険者がいる世帯につきましては3割と判定をされることになってございます。そうであっても、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により1割となる、それが基準収入額適用申請でございます。

毎年、年次更新時の6月に、対象となる見込みの被保険者へ広域連合で作成いたしました勧奨通知を各市町から送付をしていただいているところでございます。また、年度途中で世帯構成等の変更があったときに、新たに対象となる見込みとなった方につきましては、勧奨通知を送付しているところでございます。

適用申請があった後、本人が新しい1割の保険証を提示することができずに3割を負担していたというような場合に、遡及して還付があるのかという御質問でございますが、これにつきましては、1割の適用月に遡って、その差額を広域連合から、本人からの申請に基づき、支給することとしているところでございます。

申請漏れがないのかということでございますが、平成29年6月の年次更新時の申請勧奨通知作成件数、これは、広域連合のほうで作成している勧奨通知の件数でございますが、これは6,941件でございます。この中から、市町におきまして、収入等を再度確認していただきまして、対象となる方に対して送付をしているということでございます。平成29年度の基準収入額適用申請は5,016件となっております。

それから第2期データヘルス計画の実施でございます。まず、健康診査の受診率の一層の向上について、どのような取り組みをしていくのかということでございます。

議員御指摘のとおり、市町で健康事業を実施していただいておりますが、それぞれの状況におきまして、ばらつきがあるのも事実でございます。これにつきましては、広域連合といたしまして、市町と連携を密にして、ほかの市町の先進的な事例、こういったものを紹介するなどして、情報を共有して、健康診査受診率の向上といったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから口腔ケア事業の拡充、それから重症化予防事業、低栄養防止事業について

でございますが、広域連合としてどのように取り組んでいくのかということでございます。

これまで、医療保険者が実施する保健事業というのは、特定健康診査等を初めとした壮年期のメタボリックシンドローム対策が中心でございました。高齢者は、壮年期とは異なる健康課題を抱えているため、高齢者の特性を踏まえた取り組みが必要であるというものの、具体的な指針につきましては、これまで示されてきておりませんでした。

市町におきましても、保健事業に取り組もうといたしましても、対象者の抽出方法、あるいは事業の運営方法など、具体的なノウハウには乏しい状況にございました。このため、国ではワーキンググループを設置して検討を重ね、本年の4月に、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインが作成されたところでございます。

当広域連合といたしましては、こういった保健事業のガイドライン、先ほど申し上げました先進事例、こういったものを市町と情報を共有して、取り組めるところから取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから重複・頻回受診者の訪問指導についてでございます。目標値といたしまして、改善割合を32%としてございますが、訪問件数につきましては、今後の事業の成果を見た上で検討してまいりたいと考えております。

最後に、広域連合としてどのような取り組みをするのかということでございます。この第2期データヘルス計画でも、記載した目標を達成するために記載をしているところでございますが、構成市町と兵庫広域連合、それぞれの役割を目標ごとに明確にしているところでございます。

構成市町につきましては、主に事業の実施主体として役割を果たしていただきたいというふうに考えております。広域連合といたしましては、財政支援、あるいは情報収集、分析を行いまして、そういったデータを各構成市町のほうに提供いたしまして、その支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊）　大眉議員。

○16番（大眉　均）　最初のほうで、軽減特例の維持についても、先ほどの請願の説明、あるいは今の御答弁でありましたように、ぜひ、実施していただけるように対応していただきたいというふうに思います。

ただ、広域連合のいつもの要望書の中には、やむを得ず見直しを行う場合は被保険者の負担を最小限に、急激な増加とならないようなきめ細かな激変緩和措置を講ずることとか、周知徹底を図ることのようなことがいつもついているんですね。何か、それで当初の維持というものが、そっちがつくられたらいいのではないかというような形に受けとめがされるわけなんですね。

このたびの被用者保険の扶養者についての軽減特例も廃止になったわけですが、激変緩和措置というのがとられたから、まあいいじゃないかというような感じになってしまっているのではないかとこのように思うんですね。

これ以上の軽減特例の廃止によって保険料が上がるということは、これは大変なことになるというふうに思いますし、窓口負担の2倍化というのも、受けられないという、後期高齢者の今の生活実態、あるいは医療の状況から見ても、ぜひ、全国挙げて、これを維持していかなければならないと私は思っております。そういう点で、ぜひ、全国の協議会と連携をしながら、また、独自に要望書を出していただきたいなというふうに思います。

それから今のデータヘルス計画でございますけれども、情報を共有して、そして、各市町での取り組みに使っていただきたいということなんですが、兵庫県広域の役割というのは、補助金とかいうようなことを充実させますけれども、それはそれで大事なことなんですけれども、やはり重複・頻回受診者へは、広域連合として独自の取り組みということで、保健師を活用していただいて、あるいはそういう事業者を募集してやっていただいておりますけれども、やはり、そうしたイニシアチブを発揮

していただくということが大事なんではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 私のほうからお答えをいたします。

低所得者の保険料軽減特例の維持、それから窓口負担の2倍化をしないということでございますが、これにつきましては繰り返し申し述べてございますが、必要な要望につきまして、当広域連合といたしましても、全国との組織とも連携しながら、国に、機会を捉えて要望してまいりたいというふうに考えております。

もう1点のデータヘルス計画、もう少し広域連合でイニシアチブをとってということでございます。

実は、今回のデータヘルス計画を策定するに当たりまして、兵庫県の中で地域ごとの医療費の分析等を行ったところでございます。これを行ったところ、各市町において状況がかなり異なっておりまして、健康課題につきましても、その地域、地域によって違うということがわかってきたところでございます。

こういった中で、限られた財源と人材と有効に使っていくということで、保健事業を実施するに当たりましては、各市町で最もニーズの高い健康事業、こういったものを選択して実施する必要があるのではないかなというふうに考えております。

それからもう1点ですが、事業の実施の方法でございます。これにつきましても、各市町の特性に合わせてやっていくというのが望ましいのではないかなというふうに考えておりまして、例えば、地域住民同士の交流が盛んな地域につきましては、自治会ですとか町内会の力をお借りして、健康事業を進めていく、あるいは、そういったつながりが少なくても、医療機関、そういった施設が充実しているところは、医療機関等とも連携して積極的な受診の勧奨の業務、こういったものを進めていくとなど各市町によっていろいろなやり方があるのではないかなというふうに考えております。

もちろん広域連合として、確実にできるものについては実施していこうというのは

考えておりますが、それよりも各市町の健康課題、こういったものを十分に分析をして、それを広域連合のほうからお伝えして、それをもとに各市町でそれぞれに合った効果的な健康事業を進めていただく、こういったことが今後の健康課題に対する対応としてはいいのではないかなというふうに考えておりました、広域連合といたしましては、そういった情報について積極的に各市町のほうにお伝えをして、また、各市町の課題についても検証しながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊）　　以上で質問は終わりました。

次に、日程第15、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原広域連合長。

（藤原広域連合長　登壇）

○広域連合長（藤原保幸）　　ただいま上程されました、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について、御説明申し上げます。

定例会提出議案書の20ページを御覧いただきたいと思っております。

本件は、西村和平副広域連合長が本日付をもって退任されますので、副広域連合長として、新たに森哲男三田市長を選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊）　　提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊）　　御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、本日付をもって副広域連合長を退任されます、西村和平加西市長、また、ただいま副広域連合長に選任されました、森哲男副広域連合長より、それぞれ発言を求められておりますので、これを許可いたします。

西村和平加西市長。

(西村加西市長 登壇)

○加西市長(西村和平) 発言をお許しいただき、まことにありがとうございます。

副広域連合長退任に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

皆さんには、在任中、格別の御理解、御協力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

簡単ではございますが、退任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(西村加西市長 退場)

○議長(寺崎秀俊) 次に、森哲男副広域連合長。

(森副広域連合長 入場 登壇)

○副広域連合長(森 哲男) 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

ただいま、皆様方の御同意をいただき副広域連合長に就任することになりました、三田市長の森でございます。

広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいりたい所存でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

○議長(寺崎秀俊) 次に、日程第16、同意第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原広域連合長。

(藤原広域連合長 登壇)

○広域連合長（藤原保幸） ただいま上程されました、同意第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、御説明申し上げます。

定例会提出議案書の21ページを御覧いただきたいと存じます。

本件は、平成26年第2回定例会で選任いたしました谷口時寛氏が監査委員の職を本日付で退任されましたので、後任に識見を有する者のうちから選任する監査委員として、神戸市代表監査委員の岸本義一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始御審議賜り、また、議事進行に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、御挨拶がございます。

藤原広域連合長。

(藤原広域連合長 登壇)

○広域連合長（藤原保幸） 平成30年第2回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼方々、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、本日の定例会に提出しておりました平成29年度広域連合一般会計・特別会計決算認定を初め、補正予算案、条例案、副広域連合長の選任といった重要な案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり可決、御決定を賜りました。心から厚く御礼申し上げます。

今後も国の動向に注視するとともに、全国の広域連合や県内関係41市町とも連携協力いたしまして、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（寺崎秀俊） 御挨拶は終わりました。

これをもちまして、平成30年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後3時32分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 寺崎 秀俊

副 議 長 西村 銀三

署名議員 佐藤 徳治

署名議員 藤原 茂